○総務省告示第百八十二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十五年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

平成二十五年四月十一日　　総務大臣　新藤　義孝

平成25年度地方債計画（国の暫定予算対応）
（通常収支分）

（単位：億円）

項目	平成25年度計画額
一　一般会計債	
1　公共事業等	4,629
2　公営住宅建設事業	345
3　災害復旧事業	165
4　教育・福祉施設等整備事業	2,196
(1)　学校教育施設等	648
(2)　社会福祉施設	249
(3)　一般廃棄物処理	523
(4)　一般補助施設等	226
(5)　施設（一般財源化分）	550
5　一般単独事業	16,455
(1)　一般	4,252
(2)　地域活性化	400
(3)　防災対策	922
(4)　地方道路等	2,310
(5)　旧合併特例	4,021
(6)　緊急防災・減災	4,550
6　辺地及び過疎対策事業	2,478
(1)　辺地対策	296
(2)　過疎対策	2,182
7　公共用地先行取得等事業	457
8　行政改革推進	1,242
9　調整	100
計	28,067
二　公営企業債	
1　水道事業	3,225
2　工業用水道事業	206
3　交通事業	1,729
4　電気事業・ガス事業	195
5　港湾整備事業	506
6　病院事業・介護サービス事業	3,395
7　市場事業・と畜場事業	173
8　地域開発事業	1,055
9　下水道事業	8,133
10　観光その他事業	93
計	18,710
合計	46,777
三　臨時財政対策債	62,132
四　退職手当債	1,700
五　国の予算等貸付金債	(468)
総計	(468) 110,609
内訳　普通会計分	92,720
内訳　公営企業会計等分	17,889
資金区分	
公的資金	22,581
財政融資資金	5,826
地方公共団体金融機構資金	16,755
（国の予算等貸付金）	(468)
民間等資金	88,028
市場公募	37,380
銀行等引受	50,648

その他同意等の見込まれる項目
1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
3　財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備　考）
1　国庫補助負担事業又は国直轄事業に係る地方債については、国の暫定予算に対応した額である。
2　国の予算等貸付金債の（　）書は、政府関係機関等からの貸付金を財源とするものであって外書である。

平成25年度地方債計画（国の暫定予算対応）
（東日本大震災分）

(1)　復旧・復興事業

（単位：億円）

項目	平成25年度計画額
一　一般会計債	
公営住宅建設事業	64
災害復旧事業	41